

# 総合教育会議の設置及び教育大綱の策定について

## 1 概要

本年4月より、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、新たに、「首長は、総合教育会議を設け、教育の振興に関する施策の大綱を策定すること」とされたことを受け、本市においても、総合教育会議の設置及び教育大綱の策定を進めるもの。

## 2 本市における対応部署

昨年12月に「いわき市部設置条例」が改正され、総合教育会議に関する事務については、行政経営部地域創生課の所管とされている。

## 3 総合教育会議について

### (1) 総合教育会議の構成

市長、教育長、教育委員の計6名から構成する。

### (2) 総合教育会議の招集等

会議は、首長が招集し、原則公開とする。

### (3) 総合教育会議での協議事項

法律において、総合教育会議での協議事項は、次のとおりとされている。

- ・大綱の策定、変更
- ・教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
- ・児童、生徒等の生命、身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

### 総合教育会議イメージ図



- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。  
(必要に応じ意見聴取者の出席を要請)
- 協議・調整事項は以下のとおり。
  - ①教育行政の大綱の策定
  - ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
  - ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

- ✓首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

#### 4 教育大綱について

##### (1) 教育大綱の内容

大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針を定めるものであり、国の教育振興基本計画を参酌し、首長と教育委員会が協議、調整し、首長が策定することとされている。

##### (2) 教育大綱の改定時期等について

特に定めはないが、概ね5年程度を目安に改定することを予定している。

#### 5 総合教育会議開催及び大綱策定の流れ

○総合教育会議については、今年度は、4回程度開催することを予定している。

○大綱の内容については、別途見直し作業中の後期基本計画に反映させる。

